

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第六十四号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六
十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「第七条の四第六項」を「第八条第四項」に改める。

第四条の九を削る。

第六条第四項第一号中「第五条第四項」を「第六条の五第二項」に改める。

第十三条第二項中第二号を削り、第二号を第三号とし、第四号を第三号とし、
第五号を第四号とし、同条第三項中「、又は船員保険法の規定による失業保険
金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十三条ノ十第一項又は第二項に規
定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中「又は船員保
険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第二十四条の二から第二十四条の五までを削る。

第二十五条を次のように改める。

（一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべ
き事情）

第二十五条 条例第十二条第一項に規定する知事が定める事情は、当該退職を
した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当
該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該
非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支

障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響とする。

第二十五条の次に次の六条を加える。

（意見の聴取の手續）

第二十六条 条例第十四条第三項又は第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により退職手当管理機関（条例第十一条第二号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）が行う意見の聴取の手續については、佐賀県聴聞規則（平成六年佐賀県規則第五十四号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「行政庁」とあるのは、「退職手当管理機関」と読み替えるものとする。

（退職手当支給制限処分書の様式）

第二十七条 条例第十二条第一項の規定による処分に係る同条第二項の書面の様式及び条例第十四条第一項（同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第二十四号のとおりとする。

2 条例第十四条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）又は第二項の規定による処分に係る同条第五項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第二十五号のとおりとする。

（退職手当支払差止処分書の様式）

第二十八条 条例第十三条第一項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第二十六号のとおりとする。

2 条例第十三条第二項（同項第一号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第二十七号のとおりとする。

3 条例第十三条第二項（同項第二号に該当する場合に限る。）の規定による処

分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第二十八号のとおりとする。

4 条例第十三条第三項の規定による処分に係る同条第十項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第二十九号のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第二十九条 条例第十五条第一項(同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第六項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第三十号のとおりとする。

2 条例第十五条第一項(同項第三号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第六項又は条例第十六条第一項の規定による処分に係る同条第二項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第三十一号のとおりとする。

(条例第十七条第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第三十条 条例第十七条第一項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第三十二号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第三十一条 条例第十七条第一項、第二項又は第三項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第三十三号のとおりとする。

2 条例第十七条第四項又は第五項の規定による処分に係る同条第七項において準用する条例第十二条第二項の書面の様式は、様式第三十四号のとおりとする。

様式第一号の裏中

平成 18 年条例附則第 2 条該当	円
平成 18 年条例附則第 3 条該当	円

を

平成 18 年条例附則第 2 条該当	円
--------------------	---

に定める。

様式第二号の表)中「調整手当」を「地域手当」に「退職時支給された退職手当」を「退職時に支払われた一般の退職手当等の額」に定める。同様式(裏)を次のように定める。

(裏)

退職事由
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適正に記入してください。】

所属長 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由
		1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの
		2 定年、任用期間満了等によるもの
		(1) 定年による退職(定年 歳)
		(2) 任用期間満了による退職
		3 任命権者からの働きかけによるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(5) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(6) 退職勧奨
		4 職場における事情に起因する退職
		(1) 勤務していた公署又は事務所の移転により通勤困難となつたため
		(2) 公務上の傷病による退職
		5 職員の個人的な事情に起因する退職
		(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があつたため
		(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため
		(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があつたため
		(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため
		(5) 転居により通勤困難となつたため
		(新住所:)
		(6) その他(具体的に)
		6 その他(1～5のいずれにも該当しない場合)
		具体的事情記載欄(所属長用)
備 考		

様式第四号の表)及び様式第五号の第一面中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

様式第十三号の表)中

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)

を

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)

に改め、同様式の裏の注意事項の2中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改め、同様式の裏の注意事項の2中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。

様式第十四号の表)及び様式第十七号の表)中「~~〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇~~」に改める。

様式第二十三号の二から様式第二十三号の五までを削り、様式第二十四号を次のように改める。

(表)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 12 条第 1 項 の規定により、一般の退職手
第 14 条第 1 項

当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第25条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 には、取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。
- 2 勤続期間とは、佐賀県職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

様式第二十四号の次に次の十様式を加える。

(表)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 14 条第 1 項 の規定により、一般の退職手
第 14 条第 2 項

当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第25条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

- 備考 1 には、取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。
- 2 勤続期間とは、佐賀県職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は (2) となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。
- 2 勤続期間とは、佐賀県職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は (2) となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、佐賀県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、佐賀県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。

2 勤続期間とは、佐賀県職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は (2) となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、佐賀県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、佐賀県職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。

2 勤続期間とは、佐賀県職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

(表)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例第 13 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は (2) となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

(裏)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が佐賀県職員の退職手当条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。
- 2 勤続期間とは、佐賀県職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

(表)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(佐賀県職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第 25 条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 には、取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。

様式第 31 号 (第 29 条関係)

(表)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項
第 16 条第 1 項 の規定により、既に支払われた
一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算
して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表
者は となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項 第 16 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手 当額)	円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第 25 条で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 には、取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

(表)

佐賀県職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、佐賀県職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当受給者の氏名)

(裏)

<p>(既に支払われた一般の退職手当等の額)</p> <p style="text-align: right;">円</p>
<p>(佐賀県職員の退職手当に関する条例第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)</p> <p style="text-align: right;">円</p>
<p>(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)</p>

(表)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

第 17 条第 1 項
佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 2 項 の規定により、退職手当受給者
第 17 条第 3 項

に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 1 項 第 17 条第 2 項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第 17 条第 3 項	円

(裏)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(佐賀県職員の退職手当に関する条例第 17 条第 6 項及び佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第 25 条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 には、取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第 34 号 (第 31 条関係)

(表)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 4 項 の規定により、退職手当の受給
第 17 条第 5 項
者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に佐賀県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に佐賀県(代表者は となる。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(佐賀県職員の退職手当に関する条例 第 17 条第 4 項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第 17 条第 5 項	円

(裏)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(佐賀県職員の退職手当に関する条例第17条第6項及び佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第25条で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 には、取消しの訴えの被告を代表すべき者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条及び様式第十三号の改正規定は、平成二十二年一月一日から施行する。